

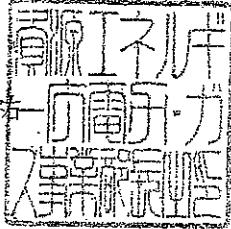
経済産業省

平成18・02・06 資料第1号

熱供給規程料金算定要領を次のように制定する

平成18年3月1日

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部長 安達 健祐



熱供給規程料金算定要領

第1章 総則

1. 目的

この要領は、熱供給事業者（以下「事業者」という。）が、熱供給事業法（昭和47年法律第88号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき供給規程を定め、又は変更するときに、同条第2項第1号及び第2号に適合する料金（以下「熱供給規程料金」という。）を算定し、認可申請書、添付書類等を作成するための標準となる方法を定めることを目的とする。

2. 定義

この要領において使用する用語は、法、熱供給事業法施行規則（昭和47年通商産業省令第143号。以下「施行規則」という。）、熱供給事業会計規則（昭和47年通商産業省令第144号）及び法人税法施行令（昭和47年政令第97号）において使用する用語の例による。

3. 認可申請書添付書類等

施行規則第16条第1項第1号及び第2項第3号で規程する「説明書」のうち、第2号の事項に関する説明書は、次のとおりとする。

(1) 热供給規程料金の設定及び変更（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方消費税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」という。）又はその額に係る表示若しくは請求の方法のみの変更（以下「消費税等相当額のみの変更」という。）を除く。）をしようとするときは、別紙様式第1から第4までの様式に基づき作成した資料

(2) 消費税等相当額を含めた料金の表示を使用とすると及ぶ消費税等相当額又はその額に係る表示若しくは請求の方法の変更をしようとするときは、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

第2章 総括原価等の算定

1. 総括原価等の算定

事業者は法第14条第1項の規定に基づき供給規程を定め、又は変更（熱供給規程料金の変更を伴わないものを除く。）を行うにあたっては、当該供給規程の実施期日（変更を行う場合にあっては当該変更後の供給規程の実施期日）を含む月の初日（以下「基準日」という。）を始期とする1年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原価算定期間」という。）を定めて、当該原価算定期間における適正な原価（以下「総括原価」という。）を次に定めるところにより算定するものとする。

(1) 総括原価の算定の方法は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める規定によるものとする。

① 新設区域（新たに熱供給規程を設定する区域をいう。以下同じ。）の熱供給規程料金を設定する事業者及び既設区域（既に熱供給規程が設定されている区域をいう。以下同じ。）の熱供給規程料金の変更（消費税等相当額のみの変更及び次号に規定する変更を除く。）を行う場合

本章2.

② 既設区域の熱供給規程料金を変更する場合（次のいずれかに該当する場合限る。） 本章3.

A. 热供給規程料金（消費税等相当額を除く。次号において同じ。）を減額する場合

B. 原価算定期間中の需要想定（合理的な将来の予測に基づいて算定した、販売熱量、需要家に供給することを約する1時間当たりの最大熱量（以下「契約容量」という。）、契約件数その他の想定値をいう。以下同じ。）及び変更後の熱供給規程料金を適用して需要家ごと（需要家が多数である場合にあっては、熱の使用形態、契約容量等がおおむね同一であると認められる需要家の類型ごと。以下同じ。）に算定した収入額が、当該需要想定及び変更前の熱供給規程料金を適用して当該需要家ごとに算定した収入額を下回る場合

(2) 総括原価の算定にあたっては、原価算定期間中の需要想定及び設備投資計画を様式第2及び様式第3に整理するものとする。

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 事業者は、営業費として、原価算定期間における、役員給与、給料手当、退職金、雑給、厚生費、燃料費、冷温熱購入費、修繕費、電力料、水道料、消耗品費、賃借料、委託作業費、租税課金、試験研究費、需要開発費、固定資産除却費、貸倒償却、雑費及び減価償却費の額を、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算定するものとする。

① 労務費（役員給与、給料手当、退職金、雑給及び厚生費をいう。以下同じ。）

労務費は、原価算定期間期首における支出予定額若しくは原価算定期間の開始の直前における支出額の実績及びこれらの額の原価算定期間中の変動を勘案して算定した適正な額とする。

② 燃料費、電力料及び冷温熱購入費

燃料費、電力料及び冷温熱購入費は、原価算定期間の開始の直前におけるこれらの額の実績又は原価算定期間中の需要想定に基づいて算定した使用燃料量、使用電力量及び冷温熱購入量の想定値に時価を基礎とする適正な単価をそれぞれ乗じて算定した額とする。

③ 修繕費

修繕費は、原価算定期間における製造設備、供給設備及び業務設備の経常修繕費（熱供給事業の実施に伴い経常的に必要となる修繕費をいう。以下同じ。）の適正な見積額を合計した額とする。ただし、既設区域の熱供給規程料金を変更する場合にあっては、次のA. 及びB. の区分に定める方法により算定した額の合計額を修繕費とすることができる。

A. 基準修繕費（計量器に係る修繕費を除く。）

事業年度ごとに製造設備、供給設備及び業務設備別に次の式により算定した額を基礎とした適正な額とする。

原価算定期間の期首の帳簿原価 ×

原価算定期間の開始の直前2年間の経常修繕費の合計額

原価算定期間の開始の直前2年間の各事業年度の期首の帳簿原価の合計額

なお、帳簿原価及び経常修繕費は、土地及び計量器に係るもの除去したものであって、工事費負担金等圧縮前のものとする。

B. 計量器修繕費

原価算定期間に取替え、又は修繕する予定の計量器の数量に、それぞれ時価を基礎として適正に算定した計量器1個当たりの取替え又は修繕に要する費用を乗じて算定した額とする。

④ 減価償却費

減価償却費は、原価算定期間に減価償却を行うべき熱供給事業固定資産（当該原価算定期間に取得する予定のものを含む。）の取得価額（帳簿原価から工事費負担金等を除いたものをいう。以下同じ。）に対し、定額法（既設区域の料金の変更であって事業者がそのるべき償却方法として定率法を採用している場合にあっては、定率法によることができるものとする。）により原価算定期間中の各月ごとに損金経理すべき額として算定した額とする。

この場合において、耐用年数及び残存価額の算定は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他の関係法令の定めるところによるものとする。

⑤ 租税課金（法人税、住民税（法人税割を除く。）及び事業税（所得割を除く。））

A. 固定資産税等の諸税は、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の関係法令の定めるところにより算定した適正な額とする。

B. 道路占用料等の公課は、原価算定期間が開始する前の時点において定められている公课及び原価算定期間に新たに賦課されることが確

実であると見込まれる公課の原価算定期間における賦課額の適正な見積額とする。

- ⑥ その他の諸費用（上記①から⑤以外の営業費をいう。以下同じ。）
その他の諸費用は、原価算定期間の開始の直前における実績及び原価算定期間中の需要想定等を勘案した適正な見積額とする。

- (2) 事業者は、営業費以外の費用として、原価算定期間における、営業外費用、事業報酬、法人税、住民税（法人税割に限る。）及び事業税（所得割に限る。）の額を、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算定するものとする。

① 営業外費用

支払利息及び社債発行差金償却を除いた適正な見積額とする。

② 事業報酬

事業報酬は、次のいずれかとする。

- A. レートベース（次のアからエの額の合計額をいう。）に事業報酬率（事業者の健全な財務体質を維持しつつ、安定的かつ安全な熱の供給を確保する適正な設備投資を円滑に実施するために必要となる事業報酬の額を算定するために十分な率として、事業者の財務の状況及び熱供給事業と類似の性質を有する電気事業及びガス事業における事例を勘案して算定した値とする。）を乗じて算定した額

ア. 固定資産帳簿価額

固定資産帳簿価額は、原価算定期間期首の固定資産帳簿価額と期末の固定資産予想帳簿価額（原価算定期間期首の固定資産帳簿価額に原価算定期間中に新たに取得する予定の固定資産の取得価額の想定値を加算した額から、それぞれ上記（1）④に定める方法により算定した減価償却費の額を控除した額をいう。）を平均した額とする。

イ. 建設中の資産

原価算定期間中の建設仮勘定の各月の残高を平均した額から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除した額とする。

ウ. 繰延資産

原価算定期間中の繰延資産の平均残高とし、社債発行差金を除くものとする。

エ. 運転資本

運転資本は、下記の合計額とする。

- a. 原価算定期間中の営業費から減価償却費、固定資産除却損、退職給付引当金等引当金純増額等を除いた額の1.5か月分
b. 原価算定期間中の燃料及びその他貯蔵品の使用量の1.5か月分に適正な単価を乗じて算定した額

B. 借入金に対する原価算定期間中の支払利息等の額

- ③ 法人税、住民税（法人税割に限る。）及び事業税（所得割に限る。）
法人税、住民税及び事業税は、法人税法、地方税法その他の関係法令の定めるところにより算定した適正な額とする。

- (3) 事業者は、控除項目として、営業雑収益及び営業外収益等の額を、原価算定期間の開始の直前における営業雑収益及び営業外収益等の額の実績、

原価算定期間中の需要想定等又はそのいずれかを勘案して適正に算定するものとする。

(4) 事業者は、上記(1)、(2)及び(3)により算定した営業費、営業費以外の費用、事業報酬及び控除項目の額等を、様式第1に整理するものとする。

3. 簡易算定方式

2. の規定に準じて、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績を勘案して総括原価を算定するものとする。

第3章 料金の算定

1. 総括原価の配分

(1) 事業者は、第2章2. 又は3. に定めるところにより算定された総括原価を、固定費（販売熱量に関わらず生じる原価をいう。）と変動費（販売熱量に応じて変化する原価をいう。）に区分し、それぞれ次の各号に定める比率により温熱、冷熱及び給湯（以下「需要種別」という。）に配賦するものとする。

① 固定費 原価算定期間中の需要種別の契約容量の想定値の合算の比率及び設備費の比率等を勘案した適切な需要種別の比率

② 変動費 原価算定期間中の需要想定に基づいて算定した需要種別の使用燃料量、使用電力量及び冷温熱購入量の想定値の比率等を勘案した適切な需要種別の比率

(2) 事業者は、(1)に定めるところにより需要種別に配賦した固定費及び変動費を様式第4第1表に整理するものとする。

2. 料金の決定等

(1) 热供給規程料金は、1. に定めるところにより配分された需要種別原価と、原価算定期間中の需要想定及び新たに定め、又は変更した後の熱供給規程料金を適用して算定される需要種別の料金収入額（消費税等相当額を除く。）とが一致するよう設定するものとする。

(2) 事業者は、新たに定め、又は変更した後の熱供給規程料金を様式第4第2表に整理するものとする。

(3) 事業者は、原価算定期間中の需要想定及び新たに定め、又は変更した後の熱供給規程料金を適用して算定される需要種別の料金収入を様式第4第3表に整理するものとする。

附 則

1. この要領は、平成18年3月1日から施行する。
2. 热供給規程料金算定要領（平成13・01・26省令第1号）は廃止する。

(別紙)

供給規程設定申請添付説明資料

事業者名 _____

地区名 _____

様式第1

総括原価算定表

様式第2

熱需要想定

様式第3第1表

最大熱需要・設備能力

様式第3第2表

設備投資計画

様式第4第1表

需要種別整理原価表

様式第4第2表

熱料金総括表

様式第4第3表

収入計算書

様式第1

総括原価計算表

(原価算定期間： 年月～年月) (単位：千円)

項目	平成 年度	年 度	平成 年 度	年 度	平成 年 度	合 計	算定説明	
							算定	説明
役員給与								
給料手当								
退職金								
雑給								
厚生費								
燃料費								
冷温熱購入費								
修繕費								
電力料								
水道料								
消耗品費								
賃借料								
委託作業費								
租税課金								
試験研究費								
需要開発費								
固定資産除却費								
貸倒償却								
雜費								
減価償却費								
他勘定振替額(△)								
當業費計								
當業外費用								
事業報酬								
法人税住民税・事業税								
原価総額(A)								
控除項目(B)								
差引料金原価(A)-(B)								

(注)算定期間内訳を添付すること。(簡易算定期間の場合は除く。)

様式第2

熱需要想定

項目		年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	合 計
需要家状況	業務用ビル <年間増加件数> (件数) <年度末件数>					
	<年間増加面積> (床面積) <年度末面積>					
	集合住宅 <年間増加件数> <年度末件数>					
	個別住宅 <年間増加件数> <年度末件数>					
	業務用ビル 冷熱 温熱 給湯					
	集合住宅 <一戸当たり> 冷熱 (総容量) <一戸当たり> 温熱 (総容量) <一戸当たり> 給湯 (総容量)					
	個別住宅 冷熱 温熱 給湯					
	合 計 冷熱					
	温熱					
	給湯					
年間延契約容量 (GJ/h)	業務用ビル 冷熱 温熱 給湯					
	集合住宅 <一戸当たり> 冷熱 (総熱量) <一戸当たり> 温熱 (総熱量) <一戸当たり> 給湯 (総熱量)					
	個別住宅 冷熱 温熱 給湯					
	合 計 冷熱					
	温熱					
	給湯					
	業務用ビル 冷熱 温熱 給湯					
	集合住宅 <一戸当たり> 冷熱 (総熱量) <一戸当たり> 温熱 (総熱量) <一戸当たり> 給湯 (総熱量)					
	個別住宅 冷熱 温熱 給湯					
	合 計 冷熱					
	温熱					
	給湯					
年間販売熱量 (GJ)	業務用ビル 冷熱 温熱 給湯					
	集合住宅 <一戸当たり> 冷熱 (総熱量) <一戸当たり> 温熱 (総熱量) <一戸当たり> 給湯 (総熱量)					
	個別住宅 冷熱 温熱 給湯					
	合 計 冷熱					
	温熱					
	給湯					

(注)需要の状況により、項目の変更可。

様式第3第1表

最大熱需要・設備能力

項目	年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
		年度	年度	年度
最大熱需要 (GJ/h)	冷熱			
	温熱			
	給湯			
設備能力	ボイラー GJ/h			
	ヒートポンプ GJ/h (冷熱) (温熱)			
	熱交換器 GJ/h			
	冷凍設備 GJ/h ターボ 吸收式			
	冷温水貯水槽 m ³ 温水槽 冷温水槽 冷水槽			
	その他 GJ/h			

樣式第3第2表

設 備 投 資 計 画

(設備投資額)

(単位:千円)

様式第4第1表
(例示)

需 要 種 別 整 理 原 価 表

区分	項目	配賦基準			配賦比率(%)			配賦額(千円)			冷熱・温熱等需要種別			冷熱・温熱等需要種別			
		配賦基準	冷熱	温熱	給湯	合計	冷熱	温熱	給湯	配賦基準	業務	住宅	合計	業務	住宅	合計	業務
	役員給与																
	給料手当																
	退職金																
	維修費																
	厚生費																
	修繕費																
	消耗品費																
	賃借料																
	委託作業費																
	租税証票金																
	試験研究費																
	試験研究費																
	固定資産賃却費																
	固定資産除却費																
	貸倒償却																
	維持費																
	減価償却費																
	他勘定振替額(△)																
	営業費外費用																
	事業報酬																
	法人税・生民税・事業税																
	控除項目(△)																
	小計																
	燃料費																
	冷温熱購入費																
	電力料																
	水道料																
	小計																
	合計																
	基本料金原価																
	従量料金原価																
	合計料金原価																
	定額料金原価																
	販売熱量1MJ当たり																
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(注) 1. 需要の状況により、項目の変更可
2. 配賦基準の算定内訳を添付すること。(簡易算定方式の場合を除く。)

様式第4第2表

熱料金総括表

需要種別	原価計 (千円)	契約容量累計 (GJ/h)	販売熱量累計 (GJ)	基本料金(月額) (円/MJ/h)	従量料金 (円/MJ)	定額料金(月額) (円/m ²)	総合単価 (円/MJ)
冷熱							
温熱							
給湯							
合計							

(注) 1. 需要の状況により、項目の変更可
2. 料金改定の場合は、以下に現行料金との単価比較表を作成すること

冷熱	基本料金(月額)(円/MJ/h)		差(A)-(B)
	従量料金(円/MJ)	定額料金(月額)(円/m ²)	
温熱			
給湯			

吸込額比較(千円)			

現行料金との比較表

基本料金(月額) (円/MJ/h)	新料金		改定率
	冷熱	温熱	
従量料金 (円/MJ)	冷熱	温熱	
定額料金(月額) (円/m ²)	冷熱	温熱	

(注) 該当しない場合は、省略すること。

様式第4第3表 収入計算書

項目	年 月～ 年 月	
基本料金	冷熱(千円/年)	
	温熱(千円/年)	
	給湯(千円/年)	
	計(千円/年)	
従量料金	冷熱(千円/年)	
	温熱(千円/年)	
	給湯(千円/年)	
	計(千円/年)	
定額料金	冷熱(千円/年)	
	温熱(千円/年)	
	給湯(千円/年)	
	計(千円/年)	
計	冷熱(千円/年)	
	温熱(千円/年)	
	給湯(千円/年)	
	計(千円/年)	

(注)需要の状況により、項目の変更可

総括原価 千円に対し、料金収入が 千円となり、 千円の未回収額がありますが、これは料金単価作成にあたり、端数処理を行ったことによるものです。